

## 享保の日光社参における公儀御用の編成

阿部 昭

### はじめに

將軍の日光参詣については、戦前から交通史研究の先達大島延次郎氏の研究によって主導されてきた<sup>1)</sup>。戦後しばらくは社会経済史研究の隆盛のもとで関係研究は少なかつたが、昭和五十年代になると、それまでに進められた農村史料調査の成果にもとづき、日光道中の歴史的条件に規定された農民負担のありかたを明らかにする視点から助郷制度の研究が進められ、関係史料集が公刊されるとともにそれを用いた研究成果が表れ始めた<sup>2)</sup>。その後は、近世史研究の進展にともない研究の視野も広がり、多様な研究成果が現れるようになった<sup>3)</sup>。特に藩政史や各時期の幕政改革との関連で日光社参がとりあげられ、関八州まで負担を拡大する寄人馬や国役との関係を問う研究も生まれ、広く政治上の視点から問題が検討され始めたといえる<sup>4)</sup>。

しかし日光社参についての研究は、漸く今その緒にいたばかりの感がある。基本史料の調査も日光街道周辺の農村史料調査が進んだだけで、幕府や大名家の関係史料調査はまだまだ十分になされていない。

今後は、交通史や農民負担の視点からだけでなく、幕府の主催する一大国家儀礼である日光社参そのものの制度的研究を進めながら、社参制度の確立と展開が幕政史上にもたらした歴史的意義を問うような研究が必要となつてきている。それにつけてもこれまでの概説的な取り上げ方を脱却するために、着実な史料によって制度の基礎的事実関係を明らかにできるような研究の積み重ねが求められるところである。小稿は、日光社参制度の確立過程とそれに一つの転機をもたらした享保社参が幕政史上に有する意義を解明してゆくための準備作業ともいふべき一試論である。そうした論稿の性格を考えて小稿では、既に明かになっている概説的な叙述は当面省略していることをお断りしておきたい。

### 注

(1) 大島延次郎「日光社参における三家専用の本陣」『歴史地理』六三―六(昭和九年)、同「日光社参」『文化』五一―〇(昭和十三年)、同「日光社参と例幣使」『下野史学』九(昭和三十一年)。

(2) 『栃木県史』史料編近世一(昭和四十九年)同近世三(昭和五十年)、

『いまいち市史』史料編近世Ⅱ（昭和五十年三月）、河内八郎「日光社参と下野農村」『栃木県史研究』九（昭和五十年）、同「安永五年日光社参―下野農村・村々人馬役負担の構造」『栃木県史研究』一六・一七（昭和五十四年）

(3) 大滝晴子「天保社参と御参卿の参詣」『大日光』五五（昭和五十七年）、丸山寿「家康忌日と日光参詣」『駒沢大学史学論集』九（昭和五十四年）、千賀忠夫「徳川將軍の日光社参と古河藩」『古河市史研究』二（昭和五十二年）、藤村潤一郎「日光御社参御用通し人足について」『日本歴史』三六六（昭和五十三年）。

(4) 深井甚三「綱吉政権の宿駅・助郷政策について」『国史談話会雑誌』二二（昭和五十六年）、「家宣・家継政権の宿駅・助郷政策について」『日本海地域史研究』四（昭和五十七年）、「吉宗政権における宿駅・助郷政策」『日本史研究』二七二（昭和六十年）、泉正人「天保期日光社参と宇都宮藩―宿城地の負担と藩政への影響」『栃木県史研究』二三（昭和五十七年）、大友一雄「日光社参と国役―享保十三年社参を中心に―」『関東近世史研究』一八（昭和六十年）、山口啓二「日光社参等人馬についての一考察」『中世・近世の国家と社会』（昭和六十一年）、阿部昭「日光道中の公用通行と「役」の編成」『壬生町立歴史民俗資料館企画展図録日光道中壬生通』（平成二年）。

## 一 日光社参と宿駅制度の整備

### 1 日光社参制度の確立

享保十三年（一七二八）四月に徳川吉宗の日光社参が実施されるこ

とが初めて公にされたのは、前年の七月十七日で、翌日には「群臣出仕し拝賀し奉る」とある。実際にはその四五日前に上使が御三家に派遣され内意が伝えられていた。<sup>(2)</sup>日光社参の実施が公表された当日、老中松平左近将監栗邑（下総国佐倉六万石）と若年寄大久保佐渡守常春（下野烏山二万石）が御座の間御用を命ぜられ、日光社参につき幕府から出される命令の一切を取り切り総括する役職に就いた。以後、続々と日光社参（御成）御用をめぐる諸役の補任が行われ、享保十二年十一月末の御休息御庭メ戸番の任命をもってほぼ一段落している。この五か月ほどの間に行われた日光社参御用関係役人の役の編成を見るために、これを任命順に整理し一覧表にしたのが表1である。<sup>(3)</sup>

表1を見ると日光社参に関わる役職割当ての対象は、領主階級内において大名・旗本から同朋衆にいたるまでの諸階層を含み、その役の内容も実に多岐にわたるものがある。ここでその内容を整理すると次のように分けることができる。

①第一は、日光社参の準備計画にかかわる御用である。御座の間御用（將軍臣下にあつて日光社参を総督する者）、事前の下見見分御用（日光道中見分、休泊警固所見分、絵図面作成）、休泊所及び警固番小屋普請御用、宿割り御用等がこれに含まれる。

②第二は、日光社参の道中と現地日光での御用である。御成への供奉（將軍御供、先乗り、御供押）、將軍宿城地への在城、御祭礼御用（祭礼奉行）、警固番役（今市・日光御番、日光火の番）、休泊所での賄いと扶持方渡し役、道中人馬御用（当分助郷・五か所詰寄人馬等の

第1表 享保の日光社参御用の編成過程

7・12 ○紀伊中納言・水戸宰相・尾張中納言へ日光社参ニ付上使派遣、

尾張・紀伊には供奉、水戸へは予参。

7・17 「日光社参之儀、仰出さる。」

7・18 ○老中松平左近将監（下総佐倉、若年寄大久保佐渡守（下野鳥

山）、社参につき御座の間御用。

7・21 ○寺社奉行太田備中守（陸奥棚倉、大目付興津能登守（旗本三千

石）、御勘定奉行稲生下野守（旗本三千石）、御作事奉行間

鍋隠岐守（旗本二千五百石）、御普請奉行稲葉多宮（旗本二

千石）、御日付稲垣求馬（旗本二千石）、同役本多弥八郎

（旗本三千石）、計七人に日光道中見分御用。

\*御徒目付二人、御小人目付四人に右御用。

7・27 ○老中戸田山城守（下野宇都宮、先に出立、在所（宿城）。

老中水野和泉守（三河田崎）・同役松平左近将監（下総佐倉）、

御成供奉。

老中松平伊賀守（信州上田）御成の際、留主居。

奏者番松平伊賀守倅左衛門佐、供奉、日光御成中奏者。

老中格松平右京大夫（上野高崎）、御成供奉押。

\*伊賀守病氣ニ付、山城守が留主居となり、山城守倅彦六

が代って在所。

若年寄大久保佐渡守・同役水野壹岐守（安房北条）、御成供奉。

7・28 ○御代官伊奈半左衛門（旗本三千九百余）・表御祐筆与頭蛭川八右

衛門・奥御祐筆四人・表御祐筆四人・御勘定与頭四人・御

勘定三人・支配勘定二人、御成御用。

8・12 ○松平讃岐守（讃岐高松）、留守中、大納言様御機嫌伺、西丸出仕。

井伊掃部頭（近江彦根）、御成供奉、御先罷越。

永井伊豆守（武州岩槻）、御成還御共、岩槻城宿城。

本多中務大輔（下総古河）、御成還御共、古河城宿城。

奏者番松平玄蕃頭（陸奥桑折）、供奉ならびに御祭礼奉行。

奏者番秋元但馬守（武州川越）、御成供奉、御先乘。

奏者番本多豊前守（上州沼田）、供奉ならびに御祭礼奉行。

松平隠岐守（伊予松山）、大沢より今市入口、御番。

井上河内守（常陸笠間、今市より日光へ出口、奥州道中口御番。

牧野越中守（日向延岡）、新町入口御番。

松平遠江守（撰州尼ヶ崎、今市と鉢石の間の古道口御番。

松平丹波守（信州松本）、瀧尾地藏堂前、行者堂入口、外山遠見

共御番。

松平周防守（石見浜田）、寂光口、足尾共御番。

内藤大和守（信州高遠）、善知坊坂御番。

板倉伊予守（陸奥和泉）、龍岡坊坂御番。

上屋但馬守（常州大浦）、外山台小屋場固め。

松平肥前守（上州館林）、外山台小屋場固め。

8・13 ○御代官伊奈半左衛門、川口・岩槻・幸手・古河、賄方・扶持方

渡。

御代官山田治右衛門・中島内蔵之助、小金井賄方・扶持方渡。

御代官池田喜八郎・鈴木平十郎、宇都宮賄方・扶持方渡。

御代官池田新兵衛・後藤庄左衛門、大沢賄方・扶持方渡。

8・13

御代官長谷川庄五郎・小宮山李之進、日光賄方・扶持方渡。  
御代官伊奈半左衛門、江戸より日光迄人馬御用。

8・15

○御目付松波甚兵衛、御留主御用。

御側衆四人、御成供奉。

御側衆安藤出羽守、留守御用。

御扈從衆十七人、御小納戸衆二十六人・奥医師二人・奥醫師外科

一人、御成供奉。

御小納戸衆九人、御成中御留守。

奥筋一人・奥坊主組頭一人・同並四人、御成御供奉。

高家衆二人、御成御供奉、先堯。

御書院番頭四人、御小性組番頭四人、御成供奉。

大目付上田周防守、御成供奉。

御旗奉行二人・百人組之頭四人・御鑓奉行二人・新御番頭三人・

御持頭五人・火消役二人・中奥御小性三人、御成供奉。

御儒者林大学頭、御成供奉。

御先手十四人、御目付六人、御使番八人、御書院番与頭四人・

御小性組頭四人、御徒頭十二人、小従人頭六人、御鉄炮御

用一人・新御番組頭三人・弘方御納戸頭一人・中奥御番衆

三人・御腰物奉行一人・弘方御納戸与頭一人、御膳奉行三

人・御箆筒奉行二人、御弓矢鍵奉行二人、御具足奉行一人

・御書物奉行一人、御幕奉行二人、御馬別当一人、表御祐

筆与頭一人、御馬預り三人、奥御祐筆四人、表御祐筆四人

・御賄頭一人、御細工頭一人、御台所頭二人、御勘定組頭

四人、御腰物方二人、弘方御納戸四人、御勘定三人、御成

一一一

供奉。

御同朋頭一人、御教寄屋頭一人、御同朋一人、御成供奉。

御醫師四人、外科二人、針医二人、目医一人、齒一人、御成供奉

巨勢大和守、馬場藤左衛門、御成供奉。

8・21

○御使番二人、日光御用御成供奉。

8・25

○御鳥見組頭江口文左衛門、道中見分御用。

御鳥見三人、道中見分御用。

白楽方桑鳥新助、御成供奉。

9・1

○奥坊主衆、御小道具方二人、御召方四人、御手水方四人、御湯

殿方四人、鑓番御メり役七人、奥六尺十五人、御用部屋四

人、御時計役三人、時計之間四人、御教寄屋与頭二人、同平

十二人、御話次之者十八人、御成供奉。

○表坊主組頭二人、同平肝煎四人、小道具方一人、御座敷役三人・

火之番二人、御屏風方三人、手形役一人、物書役二人、蠟

燭方一人、時計役二人、御老中方十一人、表六尺十人御成

供奉。

9・11

○鳥居丹波守(下野壬生)、御成之節、日光火之御番。

10・17

○御目付松平一学、御小姓組二人、御書院番組一人、御徒目付二

人、御小人目付四人、以上、岩槻・宇都宮迄宿割。

御目付長谷川与左衛門、御小性組一人、御書院番組二人、御徒

目付二人、御小人目付四人、以上古河・日光迄宿割。

\*御小人押一人、御中間押一人、野方御使一人、御小人御

使二人、道中宿割御用。

11・27

○御休息御庭ノ戸番四人、御成供奉。

手配)がある。

③第三は、日光社参の際の留守居役(江戸城及び江戸の町の警固)である。

このなかでは②の役割が日光社参御用の中心であり、その万全な遂行のための準備計画として①の御用が重要になっていたと考えられる。③の御用は、將軍の日光社参中留守となる江戸の守りを固めようとしたものである。

このように大規模な公儀御用の編成を必要とする日光社参の形態がいつ頃から成立したのか、はたしてそれは元和・寛永の初めから享保期の社参と同じ体裁と規模であったのか、などの点について、我々はいまだに明確な論証を得ていない。

管見では、元和・寛永期の日光社参について記した史料は意外に少なく、祭祀の儀式部分を記すものはあっても、社参を遂行する役職の編成をはじめとする幕府側の体制を総体として詳しく記した記録はたいへん乏しいといわねばならない。

『徳川実紀』の日光社参に関する記述は秀忠の代から家光の代、特に寛永十三年以前の記録は、すでに実紀の編纂時に史料が乏しかったことを斟酌するにしてもきわめて簡略である。特に將軍に供奉する者の記載が著しく少ないのが目立つが、ことの重要性から見て、これを単に編纂者の省略とばかりいえないものがある。また日光社参が実施に移される経緯をみても、寛文・享保期と比べるときわめて唐突の感があり、慶安以降の社参のように遅くとも前年の末には予告がなされ、

事前に周到な準備が施されるといった様子がほとんどみられないのはいかにも不自然である。<sup>4)</sup>なかには寛永十一年九月の社参のように急に思い立ち出発したかと思われるような例もある。

それに対し、供奉する者の内に幕閣を初めとする当代の有力譜代大名が数多く加わり日光社参の規模が格段に拡大したことを明らかに感じさせるのは、日光東照宮の大改築がなった直後の寛永十三年の社参記録からである。既に寛永十年二月十六日に、いわゆる寛永の軍役令及び扶持米渡し<sup>5)</sup>の制が、わざわざ「これは上洛并に日光山御参の時の制なり」と但し書きを添えて布告されていたことから考えて、幕府はこの前夜から次第に常例化し大規模化してきた日光社参に供奉する大名・旗本の供揃えに一定の基準を与える必要を感じていたと思われる。にもかかわらず、なおしばらくは事前の準備計画段階も含めて社参の全体系には整備されていなかった。寛永二十年(一六四三)、それまで日光山の支配と祭祀の一切を統括してきた天海僧正が没し、正保二年(一六四五)日光東照社に宮号が宣下され、翌年初めて朝廷から奉幣使が派遣され、以後これが恒例化するに及んで、勅使を迎えて行われる東照宮の祭祀に臨む幕府側の気構えも一変したと思われる。日光社参記録がその始終を詳細に伝える立派な体裁を帯びて整備されてくるのが慶安・寛文期以降であることを考えると、日光社参のありかたも、慶安以前と以後では異なるものがあつたと思われ、後に見るような壮大な日光社参制度の全体系が真に整えられたのは、徳川家光の晩年、寛永後半期から慶安期にかけての頃ではないかと考えるので

ある。

## 2 日光道中の宿駅助郷制度の整備

享保十二年七月に布告された徳川吉宗の日光社参を、奥州道中白沢宿の本陣問屋宇梶太郎左衛門は「寛文三卯年より当享保十二未ノ(年)迄、六十五年ニ罷成候、(中略)日光道中間屋名主、江戸へ被召呼、六拾五年以前寛文三卯之年御成之通御尋被遊候」とその覚書「日光山御成御用書留」に書き記した。まさに享保社参は、前回の寛文三年(二六六三)以来実に六十五年ぶりの壮挙であり、前例に習おうにも既に経験者も存在せず、あらためて前回の記録を博捜することから始めねばならぬ状況であった。しかも半世紀をはるかに超える空白期間の間に周辺の社会的条件は大きく変化していた。特に領主通行をめぐる街道交通の事情が一変していたのである。

奥州道中や日光道中が整備され始めたのは、慶長七年(一六〇二)以降といわれ、元和三年(一六一七)の日光東照社建立以後寛永期にかけて、領主通行の増大に促され道路や宿駅・助郷の整備も進んだと考えられる。幕府は元和二年に「伝馬駄賃目并在々馬雇」の規定、正保三年には「本伝馬并助馬」規定、慶安四年(一六五二)には「伝馬朱印并老中判物」規定を出し、ついで万治元年(一六五八)には、道中法度に宿役人と助馬の双方から誓文をとるなどして街道交通の管理掌握に勤めてきた。この間、日光道中筋において寛永十七年(一六四〇)には壬生町、慶安三年(一六五〇)には越ヶ谷・大沢宿などに

地子免許が与えられていた。

幕府は、万治二年、大目付加役(兼任)として道中奉行を設置し、合わせて宿駅には公儀御用に応ずるため宿手代(宝永四年には二人)を置いて取り縮まらせ、街道交通の管理支配を強化しようとしていた。元禄十一年(一六九八)には、宿手代を廃止する替わりに勘定奉行からも加役として道中奉行一人を加え、合わせて道中奉行二人制とし、さらに正徳二年(一七一二)には、道中奉行の下に与力・同心十名宛を置き街道支配を徹底させたといわれている。この点については、綱吉・家宣・家継政権下の宿駅・助郷制改革が幕府勘定所の機能を強化し、その主導性をたかめる方向で進められたとする深井甚三の研究があるが、日光社参との関連では、いまだ不明の点が多い。

この間、助郷制にも重要な変化があった。元禄九年(一六九六)に幕府は、日光道中において新たに常設の「定助郷」(享保十年の名称改正までは「大助」と呼ばれていた)を編成した。それ以前の助郷は知行主ごとに領分単位で動員されており、宿駅の要請で公儀御用に応じるにしても、先の宿手代による統制だけでは管理できず、結局はそこを知行する領主の責任と差配によらねばならない不便があった。これに対し新たな助郷制は、助郷村の領主の違いに問わず、宿駅から至近距離にある村々が道中奉行の発行する助郷証文によって定められた勤め高にもとづいて定助郷として編成され固定化されたものであった。これによって幕府の宿駅・助郷に対する支配は一段と徹底し強化されたのである。

日光社参や特別な法会の際の助郷人馬の大動員も、この原則を前提とする新たな動員方式に編成替えされた。すなわち平常時の助郷は、前述の「定助郷」で賄われるが、いったん日光社参や法会などの臨時の大通行があり、そのための大動員が必要になると、先の「定助郷」はその期間だけいったん解除され、臨時の「当分助郷」が編成され期限付きの証文が道中奉行から交付されることになったのである。当分助郷は勤め高、村数、宿駅からの距離のいずれをとっても定助郷の規模をはるかに超えて外縁的に拡大され、しかも領主の区別にかかわらずなく編成されており、必要な大動員に応える臨時の体制となっている。おそらく、元禄十三年（一七〇〇）の家光五十回忌や正徳五年（一七一五）の家康百回忌の法会は、こうした改革のねらいをもった幕府道中奉行による伝馬人足動員の新方式が初めて実施され試みられた最初の機会であったと思われる。<sup>(18)</sup>

注

- (1) 『有徳院殿御実紀卷廿五』（『新訂増補国史大系 徳川実紀』第八篇四三四頁上段）。以下『有徳院殿御実紀廿五』四三四頁と略す。
- (2) 『有徳院殿御実紀廿五』では四月十三日としているが、「享保日光御参一件」（内閣文庫蔵）では四月十二日としている。
- (3) 享保の日光社参の記録は各種あるが、役の編成についてもっとも詳細を尽していると思われることから、「享保日光御参一件」（前掲注2）を用いた。同史料の成立については不明であるが、幕府から大名・旗本・御家人・同朋衆等が役を命ぜられてゆく過程については、もっとも丹念

な記載を有する史料の一つであることは疑いない。

- (4) 『大猷院殿御実紀六十六』によれば、慶安元年の家光の社参は、前年の十二月二十七日に、寛文三年の家綱の社参は、前年三月二十六日に布告されている。それに対し、寛永十九年以前の日光社参については、いずれも事前の予告がいつなされ、準備計画がどのような手順で行われたのか不明瞭である。
- (5) 『大猷院殿御実紀卷廿二』五八六頁。
- (6) 『慶安元戊子年、寛文三癸卯年 日光御参詣日記』（東大史料編纂所蔵）『慶安二年日光御参詣之記』『風林雜録 寛文壬寅三年日光御成之記』（内閣文庫蔵）をとりあえずその例としておく。
- (7) 正式には「享保十三申年日光山御成御用書留 宇都宮領河内郡白沢宿 宇梶太郎左衛門」『栃木県史 史料編近世一』七〇九頁。
- (8) 北関東における街道整備の発端は、慶長七年正月の徳川家康の代官頭による宇都宮町中への地子免許に始まるといわれる（『栃木県史 通史編近世一』五四〇頁、『同史料編近世一』六六〇頁）。
- (9) 中山道深谷宿に出されたものではないが、『新編埼玉県史 資料編近世6』六八頁。
- (10) 『御触書寛保集成』一二五七号文書（正保三年十一月）。
- (11) 同前一二五八号文書（慶安四年八月）。
- (12) 同前二二六〇号文書（万治元年十二月）。
- (13) 「正徳式年七月明細帳 下野国都賀郡壬生表町通町」『栃木県史 史料編近世一』五八六頁、によれば「寛永十七庚辰年より、為御伝馬家地子、両町本高之内片町にて六石宛拾式石分、御割付高之内御年貢之内にて被下候」とある。
- (14) 「大沢町起立 従承応元禄迄往還諸御用留」『新編埼玉県史 資料編近

世6』八八頁、によれば、「越ヶ谷町・大沢町江御伝馬勤多相成候ニ付、地子免被下置候義、右申年（明暦二年……筆者注）より七ヶ年以前慶安三寅年、越ヶ谷町江六反歩、大沢町へ六反歩宛被下置候」とある。

(15) 「享保年中松平石見守伊勢守申上候書付」〔『駅肝録』三十四〕が、道中奉行勤方の確立過程を伝えている。

(16) 前掲、はじめに注4参照。

(17) 『いまいち市史 史料編近世Ⅱ』解説。『栃木県史 通史編近世Ⅰ』。

(18) 「寛文三卯三月例幣使街道富田宿寄人馬帳」〔『栃木県史 史料編近世Ⅰ』六七七頁、によれば、社参のある同年の富田宿への助郷について、「今度於日光御法事付て、公家門跡方登山之節、野州富田村へ寄馬之儀、如此以前、(中略)右之所々より可出之、若於令遅々は、其所之給人御代官可為越度者也」と、老中、勘定奉行の書付が、当所の「給人御代官衆中」宛に下されている。また延宝八年十一月、日光海道見分御用として保田甚兵衛、秋山五郎兵衛が派遣されるとき、老中奉行や勘定奉行の申達は、いずれも海道見分御用が所の地頭であり幕府代官（伊奈平十郎、伊奈左門、野村彦太夫）や日光目代山口忠兵衛への相談の上行われるべきことを促している（『御当家令条 卷廿六』三二五、三二六号文書）。「元禄九年三月日光海道下野国都賀郡今市村高井道法改帳 問屋治五右衛門」『いまいち市史 史料編近世Ⅱ』六五頁によれば、「右之村々、今市宿最寄ニ御座候而、只今迄助来り申候、尤御証文無御座候、山口図書心得を以人馬助させ申候、但大通り之節は役人中より被申触、御神領之内寄人馬被申付継立申候」とあり、元禄九年の「大助」（定助郷）成立以前は、特定の助郷帳（証文）はなく、必要に応じて日光神領の事実上の地頭である日光目代山口図書（忠兵衛）の触渡しによって助郷人馬の動員がはから

れていたことがわかる。

本間清利「関東郡代伊奈氏」（村上直編『論集関東近世史の研究』昭和五十九年）は、元禄九年、道中奉行、勘定奉行連署の助郷帳が各宿駅に交付されるまでは、江戸近郊の宿駅では、大通りのつと伊奈氏の赤山陣屋に必要人馬を申請し、伊奈氏の触達によって近辺の村々から人馬を徴用していたが、助郷帳の交付後は、助郷の触当の職務が道中奉行の管掌するところにすべて移行したとしている。

(19) 元禄十三年の当分助郷帳（道中奉行発行の助郷証文）はいまだ発見されていないが、日光道中越ヶ谷宿に対する「正徳五年三月当分助郷仰渡」〔『越谷市史』四―三七四〕や下野国芳賀郡給部村の「正徳五年三月日光御法会人馬鹿沼詰割帳」〔『栃木県史 史料編近世Ⅰ』四〇五頁〕などによって、正徳五年四月にはほぼ一か月間、臨時（当分）の増助郷が編成されていたことは間違いない。前掲注18の本間清利「関東郡代伊奈氏」は、助郷人馬の差配から関東郡代伊奈氏が後退し、その権限が道中奉行に集中していく動きを元禄期における徳川綱吉の將軍専制化の過程として理解している。しかし、後述する通り、享保社参では伊奈氏は再度当分助郷の編成や関八州寄人馬の取扱いの面で重要な役割を担っている。

## 二 享保社参における改革の展開

### 1 享保社参の新施策

白沢宿庄屋太郎左衛門の覚書によれば、享保十二年の八月頃、老中奉書にもつき今回の社参について、「前々御成之節より軽く被御出候由、諸事万民之困窮不能成様ニ」という趣旨の通達があったという。



これはおそらく老中の松平左近將監が日光社参を総督する立場に就いた直後、七月の後半に日光道中見分に出立する目付に對して出した次のような指示が次第に代官を通じて領民側に浸透し、享保社参に對する公儀の基本姿勢として受け止められるようになった結果であろう。

被仰出候御書付

①一日光山御殿無之ニ付て此度彼御山本坊御座所ニ御用ひ候事ニ候間、住居等之致見分、御座所ニ罷成候時之諸役所等考、絵図ニ札を付、且仕切可致場所、又は不足之所存寄可被申聞候事、

但不足之所軽く当分小屋掛可致候事、

②御旅中御休所御駕籠立場、前々之場所を致見分、先年之御休場辺ニ可然寺院等候ハ、新規ニ御休場建候ニ不及、右寺院を用ひ候了簡ニ可被仕候事、

但建不申候てハ難叶所ハ其場所之絵図可差出候事、

③御泊り御成還御共ニ岩槻・古河・宇都宮城内之筈ニて、御殿有之少々之修復ニて可罷成所、修復之心得可仕候、及大破ニ修復難成所、又ハ當時御殿無之地は城主之住居を御勝手ニ相用ひ少々之移りを仕、御座所斗を仕り積り、見分之上御絵図可被申聞候事、

④一前々御休被遊候寺院、當時御休ニ難成体之所は振替可致寺院を用候了簡ニて可有見分事、

⑤一御休御泊り共、番所先規之趣を以了簡絵図記可被出事、

⑥一所ニより山番在之可然所、先々格ニ準シ存寄可被申聞候事、

⑦於日光御番所之儀、此度は本坊ニ被成御坐之間、先規之場所難用所可有之候、見分之上了簡を以絵図ニ記可被申聞候事、

⑧御供并勤番之面々下宿不足ニ可有所、小屋掛之場所可有了簡事、

⑨御成還御共ニ宇都宮通りにてハ雖可有之候、此段弥見分之上可被申聞候事、

⑩還御は壬生通り見分候て先条之旨ニ任せ存寄可被申聞候事、

右之外心付候儀は先格之外之儀ニても存寄可被申聞候事、以上  
七月  
右之衆中江被仰渡之

同日被仰出候御書付

⑪御泊御休共老中初一汁二菜香共、於御休赤飯被下之、格之者於御泊は一汁二菜たるへき事、

右之趣可被得其意候事、

⑫城内 御泊御座并御休場共ニ從 公儀普請有之筈ニ候事、

⑬一城主より此度不及御馳走、諸事御賄ニ被成候、献上物之儀は追而可被申聞候、

⑭御泊之城主家中町等御道筋之儀其之通ニいたし新規ニ修復等かたく可為無用候、且又何も下宿罷成候家来屋敷右ニ可準事、

⑮御道筋道造り橋等之儀、是又有來之通ニて不苦所ハ其通り可被致置候事、

⑯並木枝繁り候所見分之上、枝打候様ニ可被致候事、右之趣、城主之分江ハ相達候間可被得其意候、以上

たしかに「前々御成之節より軽く被仰出候由、諸事万民之困窮不罷成様ニ」という考え方が享保社参を実施にあたっての將軍や老中の基本姿勢でなかったとはいえない。しかし、たとえそうであったとしても、その後現実に執行された社参とのあいだに生じた格差は覆うべくもない。

とはいえ享保社参では、將軍の休泊施設の設営に関して①②③④の簡条にあるように、寛文社参時に用いられていた日光山内の將軍御殿や宇都宮・今市間の休憩施設である大沢御殿などがあえて再興されないまま、日光山御本坊と大沢宿の龍藏寺を代用して済まされたことを見ても、指示した負担軽減措置が比較的素直に実行された点も多かったことを示している。なお①の簡条では、修復が必要な場合でも將軍の御泊・御休場の普請はあくまで公儀普請としているが、これもかならずしもたてまえだけでなく、②の規程にもとづき実際に宇都宮城内の旅館をはじめ、供奉する大名が利用する家中屋敷や、各所の警固番小屋等の下見が、まず公儀役人の手で行われ、普請・修復の要不要が確かめられたうえで、しかる後、供奉する者の使用部分は宇都宮藩をはじめ諸大名の手に委ねられていたのも事実である。社参期間中諸々の必要から現地日光に建設される各種の「小屋」の普請は、寛文の社参では大関・堀・大田原・蘆野・福原等いわゆる那須衆を中心とする那須地方の大名旗本の御手伝普請であったが、享保の社参時には那須衆の御手伝普請はまったくなくなっている。

次に注目すべきは⑤の簡条に見られる將軍の休泊施設における賄いの問題である。これは前回までは休泊施設の置かれた所の大名・旗本の軍役奉仕に任せられていたが、享保の社参では公儀賄いに改められ新たに將軍の旅中の賄いと供奉する給人の扶持方渡しを専門に勤める役人が、関東郡代伊奈氏をはじめとする関東筋の代官の中から八月十三日付で次の通り任命された。

一 川口御休、岩槻御泊、幸手御休、古河御泊	伊奈半左衛門
一 小金井御休	山田治右衛門、中島内藏之助
一 宇都宮御泊	池田喜八郎、鈴木平十郎
一 大沢御休	池田新兵衛、後藤庄左衛門
一 日光	長谷川庄五郎、小宮山全之進

右御賄方御扶持方渡候共可相勤候、

これは、単なる経費節減の問題ではない。従来まで將軍の社参旅行中の賄い方を、社参道中筋に在城する大名や旗本の軍役奉仕に委ねていたのを改め、供奉する大名・旗本に対する扶持米支給と合わせて公儀の手で一括して取り扱われる新方式が取られるにいたったことを示している。さきの助郷人馬の問題においても、助郷村の領主の別にかかわらず、大名・旗本の支配に頼らず幕府の道中奉行が直接に助郷組合を編成して動員する新しい方法が元禄半ば以降採用されるように変わってきていたことを述べたが、大勢としてはこれと機微を一にする問題であり、元禄・享保期の政策が幕府役人による直接支配へ向かう傾向を示した幕政史上注意すべき事柄である。

しかも前掲史料において、川口以下の四か所で賄い方と扶持方渡しを命ぜられていた関東郡代伊奈半左衛門は、同日付けでもう一つ重要な役割を命ぜられていた。その役職は「江戸より日光迄人馬御用被仰付候」というものであり、この役職は、次章で詳述する通り日光社参時に大量動員しなければならぬ人馬御用の一切を統括する重大な任務を帯びたものであった。

これらの施策に比べれば、最後の⑥⑦の簡条の内容などは実際にはほとんど効果をあげておらず、通達の内容はかけ声だけに終わった感が強く、総体としてみると、領主にとっても、民衆にとっても日光社参が享保期に負担軽減の方向に進んだものかどうか、依然として判然としないものがある。

以上検討した点から明確なことは、享保期の日光社参御用では、社参道中の人馬御用、將軍賄い方及び給人扶持方渡し、休泊施設と警固番小屋などの普請御用において、勘定所を中心に幕府の主導的役割を高めようとする同時期の宿駅助郷制改革とほぼねらいを同じくする措置が取られていたことである。

## 2 公儀の人馬動員体制

享保社参における改革のうちでもっとも大きく変更されたのが、社参への人馬動員体制であり、しかもこれをほぼ一手に統括する任務を担ったのが、享保十二年八月十三日付、関東郡代伊奈半左衛門の「江戸より日光迄人馬御用」及び「御賄方御扶持方渡御用」への任命であ

った。ついで半左衛門には、十二年十一月五日に老中から関八州寄人馬のことが申し付けられ、同月十五日から彼は当分助郷の編成も始めているが、既にそれ以前から寄人馬と当分助郷を含めた新方式による人馬動員のあり方について半左衛門をまじえ幕府の勘定所の内部で総合的に綿密に検討されていたと想像される。

このうち当分助郷の編成は前述の通り、遅くとも正徳五年（一七一五）の家康百回忌法会の際に一度試みられていたので今回が初めてではない。半左衛門の取り扱いは経て享保十三年正月には道中奉行から各宿駅に四月いっぱい期限付きで当分助郷帳が交付された。

寄人馬は、將軍御成の行列に用いる人馬を幕府が一括して日光社参路の宿泊地である江戸・日光・岩槻・古河・宇都宮の五か所に集め、宿泊地から次の宿泊地までの役十里余りをいわゆる「御泊り次」で賄おうとして導入する新方式の人馬動員体制であった。これによって動員される人馬は公領私領の別なく国郡ごとに数十か村で一つの組合をつくらせ、代表者として名代名主触次を選ばせ、関八州全域から高千石につき馬七疋・人足五人・才料一人の割合で招集された。「御泊り次」ため普段よりは長距離の付け通しとなるため、人馬とも特に丈夫なものが求められた。

ところで半左衛門の担当する関八州寄人馬御用については、その際の「御用見積案」とでも呼ぶべき、次のような記録が下野国今市宿役人の覚書「日光山御社参録」のなかに残されている。

一日光 御社参之節、人馬五ヶ国より出候積不足ニ付、関八州江

極、村方老万千式百五拾五ヶ村、前々国役有之者除、  
一此高四百六拾五万六千七百式拾六石余

内

一四拾四万石 江戸・日光付出し

此人足式千六百四拾人

三千五百式拾疋

但老ヶ所ニ式拾貳万石宛、千石ニ付六人八疋割

一百三拾貳万石 岩槻・古河・宇都宮三ヶ所

人足老万五百六拾人

馬老万四千八十疋

一拾五万石 御泊三ヶ所

此人足三千人

但老ヶ所ニ、千人積り

千石ニ積拾人宛々、是ハ御賄働キ給仕之者共也、

一拾七万石 御休四ヶ所

此人足三千四百人

老ヶ所ニ付八百人積り、凡百人手伝、千石式拾人割り

一五万石 舟橋式ヶ所

是は栗橋川口両所人足諸色出候村方

一三千石 渡川有之候分

合テ高式百拾三万二千石也

一御手馬参候馬老疋ニ付、米八升宛被下候、

一人足斗ハ米四升ツ、十里より遠所へは其考を以多被下候、

一五ヶ所人馬小屋其外一件入用金四千二百両、人馬賄、薪五万六

千五百式十束、

一蠟燭三万四千式百四拾挺、

右之通之積り伊奈半左衛門殿より御窺之由

なお、これとほぼ同じ内容の記録が、古河宿に出役した武蔵国高麗郡の触次名主の記録である「古河宿寄人馬留書」にも見られ、そこにはこの文書の取り扱いについて「水野和泉守様御請取被遊御吟味相濟、半左衛門様え御書付御戻シ被遊候由」と記されており、半左衛門の提出した見積り案が承認されたという趣旨になっている。

はたして、このような何ないしは通達が、いつ半左衛門と幕府老中のあいだで取り交されたかは不明であり、二つの記録の間にはかなり重要な相違点もあって今後検討を要するが、社参前後にこのような情報が日光道中筋に流れていたことは確かであり、関東郡代伊奈半左衛門を中心とする関東筋の代官がその任にあたった「江戸より日光迄人馬御用」と「御賄方御扶持方渡御用」の全容をこれによっておよそ推察できるのである。

従来、社参への供奉を命ぜられた大名・旗本と参詣路周辺の大名・旗本の軍役奉仕によって担われていた社参御用の重要部分が、幕府勘定所の主導によって幕府代官の統括する「将軍賄い方と給人扶持方渡し」および「当分助郷と関八州寄人馬による人馬動員」体制に一本化されるとともに、その負担が一気に関八州全体にまで拡大転嫁される

にいたった姿をそこにみることができている。

### 注

- (1) 第一章の注7史料編、七一一頁。
- (2) 「享保日光御参一件」(内閣文庫蔵)、第一章注2・3参照。なお、同様の記録が『有徳院殿御実紀 卷廿五』にもみられる。
- (3) 「風林雜録 寛文壬寅年日光御成之記」(内閣文庫蔵)によれば、享保十三年四月十六日の条に「辰刻宇都宮城、御出駕(中略)、大沢御昼休御駄餉、畢て、出郷、申刻日光山御殿江被為入」とある。また同じ史料の前年十月二十一日の条には、「大沢次郎左衛門、鎌田藤兵衛日光道中大沢之御殿御普請奉行被、仰付之旨老中伝え」とあり、寛文社参時に、日光御殿、大沢御殿が、修復され利用されたことがわかる。一方、今市宿役人の社参覚書である「日光山御社参録」(今市市平町 文挾富司文書)によれば、既に前年の準備段階において、「先年之、御社参ニは、御殿地御旅館ニ被為遊候得共、此度は、宮様御殿(日光山本坊)御借被遊候由、東叡山江以 御上使被仰遣候」とあり、早くから將軍旅館として御本坊が使用されることは決まっていたことがわかる。
- (4) 幕府の派遣した下見御用の役人は、十二年の八月十五日に宇都宮に到着、翌日城内を見分しており、彼らが出立した後、急遽城主戸田山城守が江戸から帰城し、城の内外の普請が始められている。(第一章の注7の前掲史料、七一一頁)。
- (5) 寛文二年十月二十一日に「大関主馬・堀美作守・大田原山城守、蘆野左近・福原淡路・大田原出雲、日光小屋普請御手伝被仰付之旨以奉書相達」(「風林雜録、寛文壬寅三年日光、御成之記」)の記載がみられるが、享保社参時には、同種の記載は皆無である。

(6) 第一章注2・3の「享保日光御参一件」。

(7) 第一章注7「日光山御成御用書留」によると「此度ハ公儀より御賄ニて、御宿城と申被仰出ニて御座候由、伊奈半左衛門様へ御成御人数御賄役被仰付候由、右御同人様へ御朱印伝馬人足之御支配被仰付候」とあり、新たに伊奈半左衛門がその役についたことが分かる。しかし、前章注17・18に述べた通り、本間清利「関東郡代伊奈氏」によれば、伊奈氏はもとも助郷人馬徴発の任務を帯びていたことがあり、將軍綱吉のもとで人馬差配から一度後退することで將軍専制化を一步進める役割を果たしたが、享保期には鷹場支配の復活にともない再び將軍吉宗に接近し、社参時の人馬動員人向につくことで再び將軍専制化に貢献したのである。

(8) 「日光山就 御社参寄人馬出候村より来候触次へ申渡覚」(「栃木県史 史料編近世三」四〇六頁)。

(9) 「日光御社参御役御触書写并日記」(同前史料編 四一一頁)。

(10) 注9史料編、四一三頁。第一章注7史料編七二三頁。「享保十三年正月御成之節今市宿加助郷村々帳」(『いまいち市史 史料編近世II』一四四頁)。

(11) 注8の史料によれば、伊奈氏へ出した請書にも「丈夫なる馬并馬士人足も六十以上十五以下之もの除之、病身躰ニ無之、丈夫成人人足吟味被仰付候」とある。なお、この関八州寄人馬については、これを幕府による社参御用人馬の国役化との視点から検討した大友一雄「日光社参と国役」(前掲、はじめに注4)がある。

(12) 前掲、注3、今市宿役人の記録した「日光山御社参録」(今市市平町、文挾富司文書)。注11の大夫論文も同史料に論及している。

(13) 「享保十三年、古河宿寄人馬留書」(『新編埼玉県史 資料編15』九二

七頁)。このとき武蔵国高麗郡から出没した触次名主のうちの一人の記録したものと思われる。

### 三 享保社参御用負担

#### 1 日光社参の経費と負担の大きさ

世相万般に該博な知識を有した肥前平戸藩主松浦静山の記録するところによれば、安永の日光社参に幕府は次のような莫大な経費を投入したという。

- 安永五申年四月、日光御参詣、御供人数、御入用金、御扶持方、
  - 一、金十八万両 御入用金
  - 一、金四万両 被下金
  - 一、十万三千人扶持 御賄御扶持方
  - 一、二十三万八百三十人 人足
  - 一、三十万五千疋 馬数
  - 一、三百五十三万四百四十人扶持 御供上下御扶持方
  - 一、雑兵六十二万三千九百人<sup>1)</sup>

日光社参の全体規模を示すものとして、しばしば引き合いに出されるこの史料は、將軍の江戸発駕から還御にいたる前後十日間余りの全期間中に、將軍自身の登山に直接要する経費はもとより、軍役として社参御用を勤めた大名・旗本へ給付する扶持もすべて含む数字であることは間違いない。必要とするものは入用金・扶持米・人足・馬のい

ずれから見ても莫大である。しかし、この集計をどう読むべきか、これが先に見てきた享保社参によって確立された江戸中期の日光社参の全容であることは確かであるが、それを分析する対象史料としてゆくことはまことに困難である。これまで日光社参に軍役奉仕のため出役した大名・旗本の給人数、その他運搬業務に動員された人馬の数を厳密に考証した仕事は未だ存在しない。

享保社参についての記録を残した下野国芳賀郡東水沼村名主八兵衛は、その覚書「日光御社参御役御触書并日記」において、「御成供奉惣御人数八万四百人余、通し馬三百疋」と記している。これは日光や今市の警固番役についた大名や供奉を命ぜられても御三家のように先に登山していた大名を除き、將軍の社参行列に直接供奉していたものの総人数であると考えられる。白沢宿の名主宇梶太郎左衛門の覚書「日光御成之覚書」<sup>3)</sup>では、宇都宮宿に詰る寄人馬の詰め所について、「馬式三千程溜所ヲ御見立被成、杭木為御打」といい、同時期に壬生通り飯塚宿で記録された「享保十三戊申年四月日光社参覚書」も「御宿次」の付け通しの馬数を三千としている。<sup>4)</sup>先の名主八衛兵の記録は、江戸の寄人馬についても言及し、「此時江戸柳原へ人馬の小屋懸ル、馬数三千六百疋」としている。

先に二の2で見た伊奈半左衛門の「寄人馬賄い方見積案」<sup>5)</sup>では、江戸・日光の二か所の寄人馬は合わせて四十四万石の地域から千石につき六人八疋の割りで人足二千六百四十人と馬三千五百二十疋を動員することになっており、一か所にするると千三百二十人と千七百六十疋。

同史料による岩槻・古河・宇都宮の寄人馬は、合わせて百三十二万石で人足一万五百六十人と一万四千八十疋で、千石につき八人十疋ないし十一疋、三か所で上下二回であることを考えると、一度に千七百六十人と二千三百十疋余となる。馬の数とほぼ同数の馬喰（馬方）の数を加算して置かねばならないから、江戸や日光には寄人馬だけでも一度に、人足三千人と馬千七百疋、岩槻・古河・宇都宮などには四千人と二千三百疋が集合することになる。一般に布告された高千石につき五人七疋よりも高い比率の動員となっている。これに当分助郷人馬を加えるならさらに多くの人馬が集合することになる。

寄人馬は宿城地から宿城地までの「御泊次」で使用されるのが原則であるが、供奉する大名のなかには、雇い人馬で江戸から日光まで付通しする者も多かった。その際の駄賃は三四両から六七両に及んだ。遠国からの寄人馬は雇い馬の買納めとなるが多く、馬一疋「御泊次」の三四日勤めで、一兩二三分から二両で雇われた。

大量に動員された寄人馬の夫食・飼料を幕府が世話するのではたいへんだが、実際には幕府は「御構不被成」として寄人馬の逗留中の費用をまったく面倒みず、寄人馬の詰め所も矢来で困われ、なかに雨露を凌ぐ程度の簡単な小屋掛がなされたが、その普請費用はすべて寄人馬を出す村側の負担であった。古河宿の詰め所では費用を地元が負担し、使用者から損料をとった。これは当分助郷についても同じで、遠隔地から一泊二日で定められた宿駅に出役した助郷人馬の逗留中の諸雑費はすべて村側の負担であった。社参御用で動員した人馬のうち幕

府が軍役規定にもとついて扶持賄いを負担するのは、直接に將軍行列に供奉する給人らについてだけであった。

日光社参御用を命ぜられた大名・旗本の領内では領主の主導で公役遂行の準備が進められる。宿城を命ぜられた宇都宮藩では、前年の八月から前回の社参の折りの上納品の調査に始まり、以後矢継ぎ早に馬飼料の葉大豆の買上げ、縄・畳・薦の上納、竹木の伐採、町方と街道筋の絵図の作成、家中屋敷の普請のための大工の召し上げ、城の普請と掃除のための人足徴発と日傭人足の召し上げ、足軽中間の徴発が進められた。幕府役人の下見を受けた九月頃から城の内外で旅館と下宿の修築が行われた。十月から翌三月にかけて日光道中の普請と掃除が行われ、当分助郷の編成によって従来の定助郷を免除された沿道の領民が人足として宇都宮・徳次郎間だけでも二万人動員され、宇都宮藩はこれに道繕奉行を派遣して監督させた。宇都宮藩は、三月領内町在の有力者を集め、町方から千三百両、在方から七百両の御用金調達を命じている。日光神領の今市宿の定助郷村は一月に当分助郷が編成されると、間も無くこれを免除された。しかしこれと同時に日光領の山口目代の手で神領内の街道普請に動員された。それは定助郷に勝るとも劣らぬ過酷な労働夫役であった。

## 2 社参御用の請負制

享保社参において供奉「先乗り」という、將軍の御成行列の先頭を行く御用を命ぜられた秋元但馬守は、武蔵川越六万石奏者番を勤める

大名で、社参では軍役規定にもつき旗五本、鎧六十筋、弓二十張、鉄砲八十挺、馬上三十騎を揃えての出役であった。社参行列絵図にもそのとおり記されており、この武者揃えは大名をいれば百九十六人となる<sup>12</sup>。しかし、これは従者として従う中間・小者の数を加えてない、いわば武器の数にすぎないものである。秋元氏が日光道中を通過するときの実際の人数は総勢千五百人と馬二百五十疋程と記されている。

日光に向かう將軍が宇都宮城に泊まった時、先乗りを勤める秋元氏は、二里以上先の徳次郎宿に宿泊した。秋元氏は既に社参の二か月前に川越城下の商人に請負わせ、徳次郎宿とのあいだに本陣・下宿その他の賄い契約を結ばせ四両の手付け金を支払わせていた。徳次郎宿の選定は、事前に行われた幕府役人の宿割り計画にしたがった上のことである。契約書には、徳次郎宿が、本陣・下宿のほか、従者に提供することを約束した米・味噌・割子・香物・居風呂・洗足たらい（夜着は提供しなくてよいとしている）、馬の飼料・刈り葉・粉糠・大豆などが記されている。秋元氏は幕府から現地または江戸で支給される扶持米と自前の資金を運用しつつ旅宿の経費を賄っていた<sup>14</sup>。

宿泊所や休所での賄いについては、大名も旗本も多くが請負商人に委託していた。なかには小給の旗本で知行所の百姓を動員して世話させるものもあったが、ほとんどは何らかのかたちで地元の請負業者に頼っていた。將軍に先んじて登山し日光に近い大桑宿にそれぞれの本陣・下宿を設営することが恒例であった御三家は、各々前年のうちから担当の役人を派遣し地元商人との間に綿密な請負契約を結んでいた。

契約のなかには日光逗留中に必要な賄いのほか、本陣・下宿の修築、各種小屋がけ、生活用品の調達など一切を含んでいる<sup>15</sup>。

現地日光や今市に建設を必要としていた警固番小屋や火之番小屋も公儀見立てだけでは十分ではなかったらしく、御用を命ぜられた壬生藩鳥居氏など各大名が地元の町人と「渡し（請負い）」契約して済ませていた。幕府や宇都宮藩が宿城地である宇都宮城の内外で行った家屋の修築築も多かれ少なかれ地元商人の請負いと周辺地域の大工の日傭稼ぎによらざるをえなかった<sup>16</sup>。

社参御用が請負商人に依存しなければならなかったのは領主側の公儀御用だけではなかった。古河宿への寄人馬を命ぜられた武州高麗郡の触次名主は、二月の末に、古河宿の請負い商人とのあいだに、詰め所である矢来に入所する四月十五日以降、人馬共に百三人分の炊き出し賄い契約を結んでいた<sup>17</sup>。寄人馬の詰め所では、どこでも人足の夫食と馬の飼料を供給する業者が営業を行っていたが、それは寄人馬にかぎったことではなく、当分加助郷のため一泊を予定して招集されてくる人馬についてもおなじであった<sup>18</sup>。

請負いが必要なのは、賄いの面だけでなく、大名や旗本に随従する中間や小者、または村から出役する筈の寄人馬や当分助郷の人馬そのものを有償で請負い代替することも盛んに行われていた。それらをまとめて引き受けようとする業者が、相手側に提出しようとして企画見積書を作成した事例もある<sup>19</sup>。

こうした各方面での業者請負いは、享保に始まることではなく、



一部ではごく早い時期の日光社参から行われていたものと思われる<sup>20</sup>。しかし享保社参においては請負制が社参御用のあらゆる分野において全面的に展開しており、特に、人馬動員が幕府による当分助郷と寄人馬の採用という、直接には知行主の支配によって担保されない新方式によって、広く関八州にまで拡大されたことが、もはやそれに寄らずしては社参そのものを遂行しえないまでに進行させる結果となつたと考えられるのである。

#### 注

- (1) 『甲子夜話二』(平凡社東洋文庫三〇六)・一〇二頁。
- (2) 『栃木県史 史料編近世三』四二頁。
- (3) 『栃木県史 史料編近世一』七〇九頁。
- (4) 『小山市史 史料編近世一』八八八頁。
- (5) 『日光山御社参録』所収、第二章注12参照。
- (6) 『享保十三年日光山就御社参寄人馬出候村より来候触次へ申渡覧』(『栃木県史 史料編近世三』四〇六頁)。第二章注11参照。
- (7) 『享保十三年戊申年四月日光御社参覧書』(『小山市史 史料編近世一』八八八頁。藤村潤一郎「日光御社参御用通シ人足について」(『日本歴史』三六六号、昭和五十三年)は、享保社参に際し、江戸と日光間の「通シ人馬」が大伝馬町・南伝馬町に申し付けられ、両伝馬町による人札の結果、「通シ人馬」とその「賄い方」か、それぞれ落札業者に請負された事例を示している。
- (8) 注6史料編、四〇七頁。
- (9) 『享保十三年 日光社参占河品助郷留書』(『新編埼玉県史 史料編15』

九四〇頁)。

(10) 「正徳五年日光御法会人馬鹿沼詰割帳」(『享保十三年日光御社参御役御触書写并日記』『栃木県史 史料編近世三』四〇五頁、四二頁)。

(11) 『享保十三年申年 日光山御成御用書留』(『栃木県史 史料編近世一』七〇九頁)。

(12) 『享保日光御参一件』(内閣文庫蔵)。

(13) 『享保十三年・月秋元但馬守上宿請負手形』(『栃木県史 史料編近世一』七一八頁)。

(14) 注13前掲史料。

(15) 『享保十三年申年 日光御参目筆留』(蓬左文庫)。

(16) 注7史料編、八八九頁。

(17) 注9史料編、九二八頁。

(18) 「正徳五年日光御法会人馬鹿沼詰割帳」(『栃木県史 史料編近世三』四〇五頁)。

(19) 「辰年助郷御人馬御勤方組帳」(『いまいち市史 史料編II』四九頁)。

(20) 前掲注7の論文で藤村潤一郎は、「両伝馬町は明暦年中から賃人足御免となった」(兒玉幸多「江戸伝馬町の助成制度」学習院大学政経学部研究年報6)とする仕事に触れつつも、享保度日光御社参は格別の御用として道中人用銀を請取り勤めるように仰付けられている事実がある、としている。

#### おわりに

小稿は、日光社参を幕藩体制史のなかに位置づけるために、とりあえず荒けすりの仮説を描こうとした試論であるが、ここで、述べてき

たことについて、応のまとめをしておかねはならない。

將軍の日光社参は江戸時代に十六回挙行されたが、そのうち十一回は寛永年間以前に行われている。そのことを承知のうえで小稿では日光社参の確立期を記録の残り具合等から推定し、寛永末から慶安期とした。それを充分に裏づけるための実証は、今後多方面から進めねばならない。

六十五年の歳月を経て再興された享保社参を前回の寛文社参と比較すると、交通制度の条件の変化に規制され、人馬動員と賄い方、扶持方渡しにおいて、幕府の主体性をたかめるような改革があったことを指摘した。この点についてもさらに具体的な実証が必要であるが、改革を必然化した条件をあきらかにするためには、享保社参をめぐる社参御用の実態が詳細に明らかになる必要がある。

享保社参の遂行を支える基礎的条件の問題として、社参御用の各レベルで進んでいた商人請負制をとりあげた。請負制は、享保社参に至って初めて始まることでなく、ある部門では、相当早くから進んでいたのが、享保期には人馬動員と賄い方扶持方の新しい方式が採用されたことよって、より広く展開するに至り、民衆社会に深く浸透し、もはやこれなくしては社参御用の遂行はありえないまでになっていたと考えた。

全般的に見るならば、寛永末から慶安・寛文期に確立した日光社参制度は、社参御用に編成された大名・旗本の軍役奉仕体制に大きく依存するものであった。これに対し將軍政治の専制化と幕府勸定所機能

の強化へ向かう元禄・享保期の流れは、道中人馬役の編成を中心に幕府の主導性を高める改革をおし進めると同時に、それによって生じる負担は関八州全域にまで拡散転嫁させようとする内容をもっていた。

享保以後の社参は、安永五年と天保十四年の二度しかない。享保以後、なぜそれほどに社参の実施が困難なのか、その理由が、享保社参のシステムに隠されていると思われる。しかしながら社参の数は減ったが、様々な理由の法会と、実施しようとして途中中止になった社参まで含めるとかなりの数の大通行計画があった筈である。それらの大通行を規定していたのは、享保につくりだされた社参のシステムがもつ内容であったと考えられ、そのことは、江戸後期の幕政や社会を考えるうえでゆるがせにできない問題を含んでいる。

なお、享保の日光社参の歴史的意義を考えるうえで欠くことのできない課題である吉宗政権の政策意図の問題については、小稿ではひとまず捨象し、当面の課題を社参御用の編成という、いわば政策遂行システムの解明においてきた。今後は、それらの背景にある社会的条件の変容の問題も含めて総合的に検討する必要がある。

(本学教授・国史学)